

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月14日	
条例の題名	三重県公立大学法人評価委員会条例	公 布 日	平成20年10月24日	
条 例 番 号	平成20年三重県条例第40号	直 近 改 正 日	なし	
所管部局課	健康福祉部医療対策局医療企画課	電 話 番 号	059-224-2338	
条例の概要	地方独立行政法人法第11条第1項の規定に基づき、三重県が設立する公立大学法人の業務の実績に関する評価等を行うため、知事の附属機関として、三重県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」といふ。)を設置することを定めるものである。	条例の 類型	委任型	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	委員会を設置し、地方独立行政法人の全ての業務の実績評価を専門的、客観的かつ中立的に行うという目的は現在でも妥当性を有する	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	地方独立行政法人の業務の実績評価を専門的、客観的かつ中立公正に行う必要がある。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	法律により設置することが義務づけられている	
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方独立行政法人法第11条第1項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	評価委員会を運営するにあたり必要最低限の要件を規定したものであって、廃止すると支障が認められる。	
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
そ の 他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点 検 ・ 見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれも満たし、改正の必要がないと考える。		無
				有効期限に関する規定の有無
				無